

## 令和4年3月那須塩原市議会定例会議

### 議事日程（第7号）

令和4年3月23日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 追加議案の提出について

（議会運営委員長報告、質疑、採決）

日程第 2 議案第17号 那須塩原市自治会活動の促進に関する条例の制定について

議案第18号 那須塩原市墓地管理基金条例の制定について

議案第19号 那須塩原市木の俣園地条例の制定について

議案第20号 那須塩原市有墓地条例の全部改正について

議案第21号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について

議案第22号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

議案第23号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第24号 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第25号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第26号 那須塩原市手数料条例の一部改正について

議案第27号 那須塩原市体育施設条例及び那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部改正について

議案第28号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

議案第29号 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の一部改正について

議案第30号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について

議案第31号 契約の変更について

議案第32号 財産の処分について

議案第33号 那須塩原市DX推進戦略について

議案第34号 那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画について

議案第35号 那須塩原市気候変動対策計画について

議案第36号 那須塩原市成年後見制度利用促進基本計画について

議案第37号 那須塩原市酪農・肉用牛生産近代化計画について

議案第38号 那須塩原市学校教育情報化推進計画について

議案第39号 那須塩原市水道事業基本計画及び那須塩原市水道事業経営戦略について

議案第40号 公の施設の区域外設置に関する協議について

陳情第 1号 「那須特別支援学校寄宿舎の存続」に関する陳情

(各委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 3 議案第 8 号 令和4年度那須塩原市一般会計予算  
議案第 9 号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算  
議案第10号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第11号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計予算  
議案第12号 令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計予算  
議案第13号 令和4年度那須塩原市墓地事業特別会計予算  
議案第14号 令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算  
議案第15号 令和4年度那須塩原市水道事業会計予算  
議案第16号 令和4年度那須塩原市下水道事業会計予算

(委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 4 議案第41号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算(第11号)

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 5 発議第 4 号 那須塩原市議会基本条例の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 6 発議第 5 号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 7 発議第 6 号 那須塩原市議会政治倫理条例の一部改正について

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 8 発議第 7 号 那須塩原市議会取組実行計画について

(提案説明、質疑、討論、採決)

追加(第1号)

- 発議第 8 号 「寄宿舎の存続を求める利用者、関係者への丁寧な説明と誠意ある対応を求める意見書」の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（26名）

1番	堤	正	明	議員	2番	三本木	直	人	議員
3番	林	美	幸	議員	4番	鈴木	秀	信	議員
5番	室井	孝	幸	議員	6番	田村	正	宏	議員
7番	森本	彰	伸	議員	8番	益子	丈	弘	議員
9番	小島	耕	一	議員	10番	山形	紀	弘	議員
11番	星野	健	二	議員	12番	中里	康	寛	議員
13番	齊藤	誠	之	議員	14番	佐藤	一	則	議員
15番	星	宏	子	議員	16番	平山		武	議員
17番	相馬		剛	議員	18番	大野	恭	男	議員
19番	鈴木	伸	彦	議員	20番	松田	寛	人	議員
21番	眞壁	俊	郎	議員	22番	中村	芳	隆	議員
23番	齋藤	寿	一	議員	24番	山本	はる	ひ	議員
25番	玉野		宏	議員	26番	金子	哲	也	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	渡	辺	美知太郎	副市長	渡	邊	和	明
副市長	亀	井	雄	教育長	月	井	祐	二
企画部長	小	泉	聖一	総務部長	小	出	浩	美
総務課長	平	井	克己	財政課長	広	瀬	範	道
市民生活部長	磯		真	気候変動対策局長	黄	木	伸	一
保健福祉部長	鹿	野	伸二	子ども未来部長	田	代	正	行
産業観光部長	富	山	芳男	建設部長	関		孝	男
上下水道部長	河	合	浩	教育部長	後	藤		修
会計管理者	織	田	智富	選管・監査・固定資産評価委員会・公平委員事務局局長	板	橋	信	行
農業委員会事務局長	田	代	宰士	西那須野支所長	久	留	生	利
塩原支所長	八	木	沢	信	憲			

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 増 田 健 造

議事調査係 室 井 理 恵

議事調査係 伊 藤 奨 理

議事調査係長 佐々木 玲男 奈

議事調査係 飯 泉 祐 司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（松田寛人議員） 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は26名であります。

◎議事日程の報告

○議長（松田寛人議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎追加議案の提出について

○議長（松田寛人議員） 初めに、日程第1、追加議案の提出についてを議題といたします。

3月17日に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

〔議会運営委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） おはようございます。

それでは、議会運営委員会より御報告いたします。

本定例会議における会議日程、議案の取扱い、その他、議会運営上必要な事項を協議するため、去る3月17日木曜日、オンライン会議にて委員8名、正副議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、議会案件として那須塩原市議会取組実行計画の1件です。

本議案の取扱いについては、発議第7号として

本日上程し、即決扱いといたします。

以上が、議会運営委員会における審査の結果でございます。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（松田寛人議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

追加議案の提出については、議会運営委員長報告のとおりにすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、追加議案の提出については、議会運営委員長報告のとおりにいたします。

◎議案第17号～議案第40号並びに陳情第1号の各常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） 日程第2、議案第17号から議案第40号までの条例案件、計画案件及びその他の案件合わせて24件並びに陳情第1号についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案24件、陳情1件については、関係常任委員会に付託をしております。

各委員長は一括して審査の結果を報告をお願いいたします。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

10番、山形紀弘議員。

〔総務企画常任委員長 山形紀弘議員登壇〕

○総務企画常任委員長（山形紀弘議員） 皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

令和4年3月那須塩原市議会定例会議において当委員会に付託された案件は、条例の制定及び一部改正案件5件、計画の制定案件1件であります。

この案件を審査するため、去る3月8日及び9日、議場及びオンライン会議において、委員全員出席の下、所管の部長、課長等関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下はその審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

総務部総務課所管の議案第21号 那須塩原市個人情報保護条例の一部改正について申し上げます。

委員から、今回の改正で行政機関の保有するという文言が消えたが、行政機関の責務についてはどのようになるのか何うとの質疑があり、執行部から、法改正により文言が削除されたもの、内容には特段変更はないとの答弁がありました。

審査の結果、議案21号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、同じく総務部総務課所管の議案第22号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員から、不妊治療に係る通院等についての特別休暇について、5日の範囲内となっているが、この日数の設定について何うとの質疑があり、執行部から、国に準じているが、不妊治療に係る通院日数の目安を根拠としている。1日単位ではなく、時間単位で取得できる休暇となっているとの答弁がありました。

また、別の委員から、男性も女性も取得できる

ということによりかとの質疑があり、執行部から、男性にも適用になる休暇であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第22号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

同じく総務部総務課所管の議案第23号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員から特に質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第23号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、同じく総務部総務課所管の議案第24号 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明に対し、委員から特に質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第24号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、企画部デジタル推進課所管の議案第33号 那須塩原市DX推進戦略について申し上げます。

委員から、今年度最初に取り組む事項について何うとの質疑があり、執行部から、庁内の情報ネットワークの強靱化再構築をまず行う。また、DX推進戦略アクションプランにより行政手続のオンライン化に着手したいとの答弁がありました。

審査の結果、議案第33号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、企画部市民協働推進課所管の議案第17号 那須塩原市自治会活動の促進に関する条例の制定について申し上げます。

委員から、市の責務ではなく、市の役割とした理由を何うとの質疑があり、執行部から、市が力を入れていくものではあるが、自治会の加入や活動の促進において、市民と同じ目線で活動するた

めに役割としたとの答弁がありました。

審査の結果、議案第17号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果について御報告を終わります。

○議長（松田寛人議員） 総務企画常任委員長長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長長の報告を求めます。

7番、森本彰伸議員。

〔福祉教育常任委員長 森本彰伸議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（森本彰伸議員） それでは、福祉教育常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

令和4年3月那須塩原市議会定例会議において当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件2件、計画案件2件、陳情案件1件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月8日、9日、11日に、西那須野庁舎旧議場、議場、オンライン会議において、委員9名出席の下、所管の部長、課長など関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下はその審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑などを中心に申し上げます。

初めに、保健福祉部国保年金課所管の議案第25号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

委員から、特に質疑はありませんでした。

審査の結果、議案第25号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、教育委員会事務局教育部スポーツ振興課所管の議案第27号 那須塩原市体育施設条例及び那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部改正について申し上げます。

委員から、特に質疑等はありませんでした。

審査の結果、議案第27号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、保健福祉部高齢福祉課所管の議案第36号 那須塩原市成年後見制度利用促進基本計画について申し上げます。

委員から、成年後見人の選定方法、報酬、任期について何うとの質疑があり、執行部からは、当事者からの申立てを市で受け付け、裁判所が審査を行い、決定することになる。報酬は法定で定められた額が支払われ、任期は、被後見人が亡くなるまでとなるのが通常であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、後見人をチームで見守ると計画にあるが、考えを伺う。また、後見人の不正防止のための取組はされているのか何うとの質疑があり、執行部からは、身近な方々や専門的なアドバイスもできる方でチーム編成したいと考えている。また、不正防止のための取組として、後見人から市へ、定期的の実績の報告を行うよう求めているとの答弁がありました。

また、別の委員からは、市民後見人制度とはどのような制度かとの質疑があり、執行部からは、親族以外の市民が後見人になる制度である。社会貢献への意欲が高く、県による研修などを受け、成年後見に関する一定の知識、態度を身につけた市民が後見人となることのできるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第36号 那須塩原市成年後見制度利用促進基本計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、教育委員会事務局教育部所管の議案第38号 那須塩原市学校教育情報化推進計画について申し上げます。

委員から、本市の課題について詳細を伺うとの質疑があり、執行部からは、本市は電子黒板など

のICT環境の整備を先進的に行ってきた。このことから、これから機器を整備するほかの自治体と比べると、機器の劣化などが進んでいるということが課題であると考えている。国の方針に沿った教育を進めるため、アクセスポイントの整備や電子黒板の更新などを計画的に行っていきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、現在ICT支援員は7校に1人の割合で配置しているが、目標を4校に1人にする理由はとの質疑があり、執行部からは、国の出している基準を参考にしているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第38号 那須塩原市学校教育情報化推進計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第1号 「那須特別支援学校寄宿舎の存続」に関する陳情について申し上げます。

参考人からの趣旨説明の後、委員から、県は保護者やPTAの役員などに対してどのように説明を行ってきたのかとの質疑があり、参考人からは、学校側から寄宿舎を利用する生徒の保護者とPTAに連絡があったのは令和3年7月中旬であったとの回答がありました。

また、ほかの委員からは、スクールバスの運行を見直し、寄宿舎の生活学習の機能も代替するものができれば、この問題は解決するという理解でよろしいのかとの質疑があり、参考人からは、代わりになるものがあれば閉舎はやむを得ないが、現在寄宿舎に代わるものはない。今寄宿舎を利用している方々が来年3月で閉舎になってしまっただけは困るとの回答がありました。

また、ほかの委員からは、今後説明会などは開催されるのかとの質疑があり、参考人からは、3月下旬に説明会が開催される予定であり、そこで寄宿舎の必要性を訴えたいとの回答がありました。

また、ほかの委員からは、寄宿舎への入所希望者が多いのかとの質疑があり、参考人からは、コロナ禍になる以前は定員以上の希望者がいた。とても人気のある施設であるとの回答がありました。

参考人への質疑の終了後、委員から、寄宿舎を利用したいという需要が非常に多いことを考えると、すぐに閉舎するという事は早計と考える。今後説明会が開催されるとのことなので、陳情者の意見を支援することを含めて、この陳情は採択すべきであるとする意見が出されました。

また、ほかの委員からは、施設が老朽化しており、安全性に不安がある点、要望している説明会が今後開催予定である点、以上の2点から不採択とすべきであるとする意見がありました。

以上、審査の結果、陳情第1号 「那須特別支援学校寄宿舎の存続」に関する陳情は、賛否の数が同数であったため、那須塩原市議会委員会条例第15条による委員長採決を行い、不採択とすべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（松田寛人議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

6番、田村正宏議員。

〔建設経済常任委員長 田村正宏議員登壇〕

○建設経済常任委員長（田村正宏議員） 建設経済常任委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

令和4年3月那須塩原市議会定例会議において当委員会に付託された案件は、条例の制定及び改正案件7件、契約の変更案件1件、財産の処分案件1件、計画案件4件、公の施設の区域外設置に関する案件1件の合計14件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月8日、



9日、11日に、オンライン会議、西那須野庁舎旧議場、議場において、委員8名出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下はその審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、気候変動対策局所管の議案第35号 那須塩原市気候変動対策計画について申し上げます。

委員から、各部門別の目標排出量算定値の根拠はとの質疑があり、執行部からは、従来の国や県のデータを案分した推定値ではなく、産業部門、家庭部門それぞれ市独自の計算手法により導き出された、より実態に近い数字を基に算出したものであるとの答弁がありました。

また、委員から、重点プロジェクトの一つである地域新電力の事業内容について何うとの質疑があり、執行部からは、現在設立に向け事務手続を進めているところであるが、当面は、令和8年度までに、全ての高圧受電公共施設への電力契約切替えにより、令和2年度比で電力由来のCO<sub>2</sub> 40%削減を目指すとの答弁がありました。

審査の結果、議案第35号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市民生活部環境課所管の審査について申し上げます。

議案第18号 那須塩原市墓地管理基金条例の制定について、委員から特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第18号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 那須塩原市有墓地条例の全部改正について申し上げます。

委員から、今のタイミングで改正に至った経緯について何うとの質疑があり、執行部からは、使用者不明墓地について調査の結果、使用者の確定

作業が終了したため、今の時期となったものであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第20号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員から、改正に至った経緯について何うとの質疑があり、執行部からは、地球温暖化対策推進法の改正による太陽光発電促進区域の設置や、営農型太陽光発電設備設置に伴う条件緩和等によるものであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第29号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市民生活部廃棄物対策課所管の審査について申し上げます。

議案第28号 那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について委員から、土砂の埋立て許可基準について、市長が特別の理由があると認める場合とは、どのような場面を想定しているのか何うとの質疑があり、執行部からは、搬入する土砂は発生場所を県内に限定しているが、経済合理性の観点から、隣接県から土砂を搬入するケースなどを想定していると答弁がありました。

審査の結果、議案第28号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 那須塩原クリーンセンター長寿命化総合計画について申し上げます。

委員から、計画に示されている施設の延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果の値に、ごみの発生量削減による効果を反映させる計画はなかったのか何うとの質疑があり、執行部からは、施設のエネルギー回収対策と省エネルギー対策による削減効果を反映させたものであり、ごみ削減に

よる効果は想定していないとの答弁がありました。

また、委員から、延命化工事の発注及び事業者選定について何うとの質疑があり、執行部からは、現在、総合評価型の一般競争入札による選定準備を進めている。民間事業者に施設の設計・建設と運営・維持管理を一括で担わせるDBO方式を採用することで、長期間にわたる運営・維持管理を見通した施設設計、建設が図られるものと期待しているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第34号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市民生活部生活課所管の議案第40号 公の施設の区域外設置に関する協議について申し上げます。

委員から、大田原市営バス的那須脳神経外科病院への延伸は、ゆーバス黒磯線とのダイヤの接続性が考慮されているのか何うとの質疑があり、執行部からは、双方、運行本数が少ないため、必ずしも接続性は十分ではないが、高校生の通学時等の利用を想定して、可能な限りの調整を図りたいとの答弁がありました。

審査の結果、議案第40号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、建設部都市整備課所管の議案第30号 那須塩原市都市公園条例の一部改正について申し上げます。

委員から、条例改正の経緯について何うとの質疑があり、執行部からは、那須塩原市の休日を定める条例と平仄を合わせたものであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第30号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、建設部道路課所管の議案第31号 契約の変更について申し上げます。

委員から特に質疑はなく、審査の結果、議案第

31号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、上下水道部管理課、整備課所管の議案第39号 那須塩原市水道事業基本計画及び那須塩原市水道事業経営戦略について申し上げます。

委員から、鳥野目浄水場改修の経緯と内容について何うとの質疑があり、執行部からは、昭和初期から供用開始している施設であり、耐震化が難しい。施設全体を更新する事業として令和10年度供用開始の予定であり、概算事業費は45億円であるとの答弁がありました。

また、委員から、計画期間終了後の適正な時期に料金改定を行う必要があるとされているが、具体的な見通しを何うとの質疑があり、執行部からは、改定時期は未定であるが、有収率の向上や民間委託、維持管理費の見直しなど、不断の努力を尽くした上で使用者の理解を得ることが大前提であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第39号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、産業観光部商工観光課所管の審査について申し上げます。

議案第19号 那須塩原市木の俣園地条例の制定について委員から、自転車駐車場料金の対象外になっている理由とサイクルスタンド設置の考えについて何うとの質疑があり、執行部からは、条例制定の経緯は利用者のマナー低下による環境悪化を防止することが主な目的であり、自転車で来られた方がバーベキューやごみの不法投棄をすることは想定していないため対象外としたものである。サイクルスタンド設置については検討中であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第19号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 那須塩原市手数料条例の一

部改正について申し上げます。

委員から特に質疑や意見等はなく、審査の結果、議案第26号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 財産の処分について申し上げます。

委員から、処分先の企業は昨年度改正された企業立地促進条例のカーボンニュートラル実現に資する企業の特例の対象企業であるのか伺うとの質疑があり、執行部からは、周知はしているが、今回は対象にはなっていないとの答弁がありました。審査の結果、議案第32号については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果について、報告を終わります。

○議長（松田寛人議員） 建設経済常任委員長長の報告が終わりました。

以上で各委員長長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第17号から議案第40号までの条例案件、計画案件及びその他の案件24件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

ただいまの24件について、各常任委員長報告はいずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決をいたします。

議案第17号から議案第40号までの24件について、各常任委員長報告のとおり決することに異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第40号まで条例案件、計画案件及びその他の案件24件については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情に入ります。

陳情第1号について、討論通告者に対し討論を許します。

23番、齋藤寿一議員。

〔23番 齋藤寿一議員登壇〕

○23番（齋藤寿一議員） 陳情第1号 「那須特別支援学校寄宿舎の存続」に関する陳情書については、反対の立場で討論をいたします。

陳情内容を見てみますと、陳情の要旨は、閉舎が決定した那須特別支援学校寄宿舎の存続と保護者及び関係者に対し納得のいく説明と話し合いを求める意見書を栃木県に提出することを要求するというものであります。

県の見解として、施設の老朽化と利用者の減少を踏まえて閉舎を決定した理由としていますが、遠方に住む通学困難者に対しては、スクールバスの運行ルート見直しなどによって交通手段を確保していくと記者会見で発表しています。この発表についての経過について県に問合せをいたしましたところ、経緯については、7月、寄宿舎を現在利用している生徒の保護者に個別説明をして、10月にはPTA役員を務めている保護者に対して個別に説明を行い、11月2日に那須特別支援学校の全校生徒に閉舎を通知し、学校を通じて通知を配付し、相談先を明記したとあります。

また、寄宿舎の機能について、日常的な指導を充実させるほか、放課後や土曜日、日曜日、夏休みなどのデイ・サービスを活用することで補完できるとの見解も示しております。

これからの対応として、2月に保護者代表者等と説明会の実施に向けた打合せを行い、併せて、寄宿舎閉舎に関わる意見を聴取し、3月29日に説明会の開催を決定し、その後も必要に応じて説明会を開催していくとあります。

付託委員会である福祉教育常任委員会では、栃木県那須特別支援学校は県の事業であり、寄宿舎の存続に当たっては、改修や新設といった場合、予算計画などの課題が浮き上がってまいりますため、委員会審査に当たっては、審査に入る前に参考人を招致し、説明を受けました。

各委員からそれぞれ質疑を行いました。

陳情内容の、特に保護者及び関係者に対し十分な話し合いを持たないまま一方的な決定、通達のみで閉舎が決定されてしまったことに不信感を募らせているとあり、また、県の利用人数の減少に伴う理由と陳情内容の毎年定員を上回る希望者がいると、県の経過説明、また閉舎の理由と食い違いが生じていることが見受けられます。

陳情第1号に対しては、現在利用している生徒、保護者においての寄宿舎の閉舎に対しては十分に理解するところであります。県教育委員会と陳情内容にそごがあることで、意見書の内容にも同様のことが言え、意見書提出には検討すべき点が多くあり、反対といたします。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 24番、山本はるひ議員。

〔24番 山本はるひ議員登壇〕

○24番（山本はるひ議員） 陳情第1号 「那須特別支援学校寄宿舎の存続」に関する陳情に、採択すべきという立場で討論をいたします。

この陳情は、栃木県教育委員会が栃木県立那須特別支援学校の寄宿舎を令和5年3月末に閉舎すると決めたことに対して、これを撤回し、存続してほしい、さらに、保護者と関係者に対し納得の

いく説明と話し合いをしてほしいことを求めるものです。

学校教育法には、特別支援学校には寄宿舎を設けなければならない、ただし特別の事情のあるときはこれを設けないことができることがあります。栃木県教育委員会は昨年、施設の老朽化やスクールバスでの対応が可能だということを理由に寄宿舎の閉舎を決めています。

特別支援学校の寄宿舎は、遠距離のための通学を保障するだけではなく、集団生活の中で基本的な生活習慣やコミュニケーションの力を身につけるという教育的な面からの受入れという側面を持っています。

障害を持つ子供たちにとって寄宿舎は、家庭を離れた年齢の違う集団の中で寝食を共にするという生活を通して、自分のことは自分でしようという意欲、自分で考えて行動する力、自己主張や自己実現をする力、仲間と協力していく力などを身につける重要な場所です。親元を離れての集団生活は、大勢の人たちの中で生きていくための力を養っていく、人と人との関わり方を学ぶ大切な場所だということです。遠いから、通いにくいから寄宿舎で、ではない重要な役割があるのです。

施設が古いのであれば改修をする、あるいは建て替えばよいのであって、スクールバスを出すから必要ないではありません。教育は時間とお金がかかるものです。障害を持った子供たちの教育はなおさらです。子供を育てるということは、教育は時間とお金がかかるものです。費用対効果がなかなか表れにくいものです。支援の必要な子供たちにとっては、生きていくために絶対に必要な教育の場が寄宿舎なのです。

特別支援教育は、一人一人の教育的ニーズを把握して、障害による学習上、または生活上の困難を克服し、自立を図ることを目的としています。

こうした特別支援教育の理念を豊かに展開するためにも、また、家庭、地域との連携協働が求められている時代であるからこそ、障害を持つ子供たちの生活支援と発達支援を行ってきた特別支援学校寄宿舎の機能、役割は重要です。そのためにも、寄宿舎を子供たちの生活と発達保障の場として特別支援教育に位置づけ、教育条件整備を進めていく必要があります。

議員の皆さんには、この切実な陳情に対して採択へ賛成していただきたいことを願って、「那須特別支援学校寄宿舎の存続」に関する陳情について、採択への賛成討論を終わります。

○議長（松田寛人議員） 次に、15番、星宏子議員。

〔15番 星 宏子議員登壇〕

○15番（星 宏子議員） 陳情第1号 「那須特別支援学校寄宿舎の存続」に関する陳情書に採択する討論をいたします。

全国に1,096校ある公立特別支援学校では、在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、10年前と比較すると16%増加しています。背景には、障害のある児童生徒やその保護者において、より適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育への理解が深まるとともに、一人一人の障害に応じたきめ細やかな教育や専門的な進路指導の取組により、特別支援学校への評価と期待の高まりがあると言われています。

併設される寄宿舎についても本来の通学困難者の対応に加え、障害児の生活や発達を支える教育的入舎の場へとその役割が大きく変化をする中で、県はコスト削減の対象として寄宿舎の閉鎖を決定いたしました。

さらに、遠方からの通学に対してはスクールバスでも通学可能といたしましたが、バスの安全対策のため、少しでも児童生徒が座席から離れるとバスはストップしてしまいます。障害によっては

家から学校まで1時間以上も座っていただける生徒ばかりではありませんし、何かのきっかけで急にパニックになり、座席から離れてしまう場合もあります。そうするとバスの運行はできなくなってしまいます。

北海道教育大釧路校小野川教授は、寄宿舎の閉鎖は行政コストの削減の対象となっているのではないかと指摘されています。寄宿舎は障害児の生活と発達を支える場へと発展しており、実情とかけ離れている。親元を離れた集団生活は、自立した生活の準備として重要な役割を持っていると指摘しています。

実際に、寄宿舎での教育的な指導の下に生活した生徒たちは、後輩の面倒も見られるようになり、大きく成長していると保護者は実感をしています。寄宿舎で生活することにより障害者枠で一般企業に就職ができたたり、就労支援事業に就職した生徒たちは、自分でできることも多く、事業所内で高い評価を得ているとお聞きしました。

また、保護者が養育に課題がある家庭においては、子供のセーフティネットの役割も果たしており、1978年、寄宿舎が建てられた当初の、家が遠方で寄宿舎を利用するという目的だけではなく、時代とともに教育的な役割とセーフティネットの役割を担うようになったのも事実でございます。

那須塩原市の療育手帳交付の推移を見てみますと、平成24年には743人、令和2年度は998人と年々増加傾向にあり、寄宿舎のニーズも高まっていると考えられます。

陳情第1号では、一方的な通達のみで閉舎が決定されてしまったことに不信感を募らせていますと記載されていますが、県と保護者が話し合いを持つことが新聞に報じられておりました。その話し合いの場において県と保護者が寄宿舎の存続について誠実に真摯に話し合われることを要望し、賛成の討論といたします。

○議長（松田寛人議員） 次に、1番、堤正明議員。

〔1番 堤 正明議員登壇〕

○1番（堤 正明議員） 日本共産党、議席番号1番、堤正明です。

陳情第1号 「那須特別支援学校寄宿舎の存続」に関する陳情書について、賛成する討論です。

陳情内容は、栃木県立那須特別支援学校寄宿舎閉舎に関する意見書を栃木県知事と栃木県教育長に提出を求めるというものです。陳情内容を見ると、栃木県が寄宿舎閉舎の理由として挙げている施設の老朽化、利用者の減少、スクールバスの路線確保については、利用者の利用実態をよく見ていないことが読み取れます。

特別支援学校は知的障害の児童が通う学校です。寄宿舎の児童の多くは、集団生活の中で自立の力を養う教育的入舎のために利用しており、児童生徒は、週末を除く4泊5日を過ごし、掃除や洗濯をはじめ買い物、調理など、実習も行っています。また、寄宿舎はコミュニケーションを学ぶ大切な場所ともなっております。また、特別支援学校の寄宿舎は学校教育法で併設が義務づけられています。保護者の方の子供の成長の場を奪わないでほしいという切実な声は痛いほど分かります。

コスト削減ありきではなく、私は県教育委員会と保護者が建設的な話合いの場で意見交換できるよう、那須特別支援学校寄宿舎の存続に関する陳情に賛成をいたします。

これで、陳情第1号賛成討論を終わります。

○議長（松田寛人議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第1号について、福祉教育常任委員長報告は不採択とすべきものです。

これより電子採決システムで採決をいたします。

陳情第1号 「那須特別支援学校寄宿舎の存続」に関する陳情書について、採択することに賛成の

議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

採決漏れはありませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） それでは、採決漏れなしと認め、確定をいたします。

賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。



#### ◎動議の提出

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 8番、益子丈弘議員。

○8番（益子丈弘議員） この際、寄宿舎存続を求める利用者、関係者への丁寧な説明と誠意ある対応を求める意見書の提出に関する動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） ただいま益子議員から意見書提出に関する動議がありました。

この動議に対し賛成される方はいらっしゃいますでしょうか。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田寛人議員） 所定の賛成者がおりますので、那須塩原市議会会議規則第16条の規定により動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

会議再開を11時ちょうどにさせていただきます。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（松田寛人議員） それでは、休憩前に引き

続き会議を再開いたします。

お諮りをいたします。

8番、益子丈弘議員から、寄宿舎の存続を求める利用者、関係者への丁寧な説明と誠意ある対応を求める意見書を提出することに動議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、本件動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

◇

◎発議第8号の上程、説明、委員  
会付託省略、質疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） それでは、追加日程第1、発議第8号 寄宿舎の存続を求める利用者、関係者への丁寧な説明と誠意ある対応を求める意見書提出に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

8番、益子丈弘議員。

〔8番 益子丈弘議員登壇〕

○8番（益子丈弘議員） 動議、寄宿舎存続を求める利用者、関係者への丁寧な説明と誠意ある対応を求める意見書について御説明いたします。

那須特別支援学校寄宿舎閉舎に伴い、寄宿舎を利用した卒業生の保護者より、保護者及び関係者に対し納得のいく説明と話し合い、そして寄宿舎存続を求める陳情が本市議会に提出されました。

本市議会の対応として、県教育委員会にはこれまでの経緯と今後の対応について電話にて問合せを行い、情報の提供を受けました。また、陳情者には福祉教育常任委員会に参考人として招致し、

陳情内容について説明などを伺い、その後委員会にて慎重に審査が行われました。その中で、県教育委員会が行ったこれまでの保護者への説明の手法や今後の説明会の予定などと、陳情者からの陳情内容の一部にそごが生じているところがあり、事実と異なる内容が含まれていたため、委員会審査において陳情は不採択とすべきものとなり、その後本会議にて不採択という結果となりました。

しかし、その一部の事実と異なった部分以外の陳情内容は、利用者及び関係各位の願意に相当があり、利用者が抱える不安に対し県側の誠意ある対応と利用者の納得のいくまでの協議が必要であることから、改めて那須塩原市議会として意見書を提出するものであります。

では、意見書を読み上げます。

寄宿舎の存続を求める利用者、関係者への丁寧な説明と誠意ある対応を求める意見書。

このたび、本市議会に那須特別支援学校寄宿舎の存続に関する陳情が提出されました。本市議会では、当該寄宿舎に関し、施設管理者である栃木県に問い合わせ、状況を確認するとともに、陳情者を参考人として招致し、存続を求める意見を確認いたしました。

寄宿舎の本来の目的である遠方からの通学者の利便性と、自立を助ける教育の場としての役割を担う寄宿舎の閉舎発表は、利用者等に相当な不安を与えています。

栃木県の説明では、当該寄宿舎の利用者数は減少しているとのことですが、今後支援が必要となる利用者は増加すると考えられ、児童生徒の自立、そして保護者等の負担軽減を含め、重層的に支援していく場として重要な施設であることは明白であります。

栃木県は、令和4年3月29日に利用者等へ説明会を開催すると聞いています。栃木県においては、

この説明会の場をはじめとして、利用者、関係者等と今後の対応や対策等について意見交換をし、双方で納得がされるように、真摯にかつ誠意を持った対応をしていただくことを強く望みます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（松田寛人議員） 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております発議第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号については、委員会の付託を省略することに決しました。

本案について質疑を許します。

24番、山本はるひ議員。

○24番（山本はるひ議員） 先ほど、この意見書を出すに当たっての経緯をお話くださったんですが、事実認識が違っているというようなことを言われたと思うんですが、すみません、そのところをもう一度説明してください。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

8番、益子丈弘議員。

○8番（益子丈弘議員） 御説明いたします。

一部そごがあったというところで、説明会がなかったというお話があったと思うんですが、実際は県のほうで説明会をされておりますし、今後説明会を3月29日にされるというようなことで伺っております。そういった点も事実と認識がと違っているところもありますので、そういったものも含まれております。

○議長（松田寛人議員） 24番、山本はるひ議員。

○24番（山本はるひ議員） そのところはそういうことであればそうなんだと思います。それで、

この意見書を見ますと、3段目ですか、3つの段落目のところに、重層的に支援していく場として重要な施設であることは明白だと、寄宿舎がということですね。というふうに書いてあるんですけども、つまり出された陳情書についてはそのとおりだというふうに思っていच्छるということですか、今、そごがあると言ったこと以外は。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

8番、益子丈弘議員。

○8番（益子丈弘議員） その点に関しましては、こちらにいच्छる議員皆さん一緒だと思います。そのとおりであると思います。

○議長（松田寛人議員） 24番、山本はるひ議員。

○24番（山本はるひ議員） この陳情の内容については、確かに話を合して、説明をしてほしいということと併記して、閉会しないでねということで、最終的には寄宿舎をそのまま続けてほしいというほうに重さがあると思うんですね。話を合して、はい、分かりましたじゃなくて、ずっと続けてほしいということだと思うんですが、今の御説明ですと、益子議員は、つまりここで言っている陳情については、その説明をしたのにしてないというところの誤り以外については、全てここで陳情者が言っていच्छるということについては認めていると、その2点についてだけ認めないから反対したという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

8番、益子丈弘議員。

○8番（益子丈弘議員） 存続も含めてであります。やはりこちらは県の施設ということで反対討論もあったと思います。そういった点に関して市議会のほうで、それぞれ県側、市側と役割を分担されている中で、そういったものに関して、予算が伴うものに関して我々のほうでどうして欲しいというものをしないためでもありますし、併せ



て、このものをしっかり審査して、そごのない形で意見書を提出することによって、この意見書の効力がより強いものになると考えて、このように判断いたしました。

○議長（松田寛人議員） ほかにございませんでしょうか。

2番、三本木直人議員。

○2番（三本木直人議員） 益子議員にお聞きしたいと思います。

やっぱり山本はるひ議員と同じで、そのそごという部分が非常に引かかるんですけども、この益子丈弘君の言ったそごというのは、その話合いが行われるとか、この陳情者のこの訴えるものに、この内容というのかな、それに対してそのそごというのはそれほど大きな重みを持っていないようには思うんですけども、その点そんなに、そのそごの点が不採択にするほどの重みがあるそごなんですか。その部分をお聞きしたいんですけども。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

8番、益子丈弘議員。

○8番（益子丈弘議員） その重さがあるかというふうなお話でございましたが、やはり言論の府としてしっかりその部分の、実際そごがある部分というのを正した上で、間違っているものを提出するということは、やはり議会としてはしっかりその議会の役割を果たしていないと思います。

そういった中で、やはり実際、参考人招致、また県側の御意見などもお聞きした上で、しっかりとした対応をされて、福祉常任委員会においてはどうするというような断腸の思いだったと思うんですが、そういった中で判断をされたと認識しておりますので、それを三本木議員、それは大切なのかということではありますが、しっかりこの言論の府として提出するという意味においては重要

なことだと考えております。

○議長（松田寛人議員） ほかにございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） ほかにないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 討論がないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第8号 寄宿舍の存続を求める利用者、関係者への丁寧な説明と誠意ある対応を求める意見書提出に関する件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

#### ◎議案第8号～議案第16号の予

#### 算常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第3、議案第8号から議案第16号までの当初予算案件9件を議題といたします。

ただいま申し上げました議案9件については、予算常任委員会に付託をしておりますので、審査の結果を報告をお願いいたします。

予算常任委員長、10番、山形紀弘議員。

〔予算常任委員長 山形紀弘議員登壇〕

○予算常任委員長（山形紀弘議員） 予算常任委員会の審査の経過と結果について、御報告いたします。

令和4年3月那須塩原市議会定例会議において当委員会に付託された案件は、議案第8号から議案第16号までの令和4年度当初予算案件9件であります。

これらの案件を審査するため、3月22日、議場において、委員25名出席の下、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その審査の経過と結果について報告申し上げます。

まず初めに、議案第8号 令和4年度那須塩原市一般会計予算について申し上げます。

討論において委員から、コロナ禍と物価上昇、収入も実質収入が下がり、年金も削減される中、市民の生活は困窮を極めている。一般会計予算案は、持続可能な那須塩原市とはかけ離れており、市民の生活に寄り添っていないことから反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第8号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

討論で、委員から、子供の均等割額の減免が新年度から国の制度として開始されるが、依然として子供の均等割が制度として残っており、市民の負担となっていることから反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第9号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

討論で、委員から、後期高齢者医療保険制度そのものに反対であるので反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第10号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計予算について申し上げます。

討論では、委員から、介護費用の削減と、介護保険利用者の利用抑制が介護認定者を苦しめているので反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第11号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計予算から議案第14号 令和4年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算までの特別会計予算3件について申し上げます。

委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和4年度那須塩原市水道事業会計予算及び議案第16号 令和4年度那須塩原市下水道事業会計予算の企業会計2件について申し上げます。

委員から質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（松田寛人議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第8号 令和4年度那須塩原市一般会計予算について討論を許します。

まず初めに、1番、堤正明議員。

〔1番 堤 正明議員登壇〕

○1番（堤 正明議員） 日本共産党、議席番号1番、堤正明です。

議案第8号 令和4年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を行います。

まず、市民の生活の現状についてですが、現在ガソリン価格をはじめ、菓子、調味料、生鮮食品、紙おむつ等の値上げと物価の値上がりが続いております。その反面、3月3日の経済財政諮問会議で内閣府が衝撃データを提出しました。35歳から54歳の働き盛り世帯の所得が100万円以上も減っていました。

また、令和4年度の公的年金支給額は、前年度より0.4%減です。標準的な厚生年金世帯で年約1.1万円減となっています。消費者物価指数が6か月連続上昇し、厚生労働省は、総務省発表の令和3年平均の生鮮食品を含む全国消費者物価指数を踏まえ、令和4年度の年金額を前年度より0.4%引き下げると1月21日公表しました。

老後生活のベースとなる公的年金額の引下げで、家計や健康管理の維持が難しくなっています。また、コロナ禍の中、消費税は10%に据え置かれた

ままで、市民の生活は大変苦しい状況が続いています。

今回の那須塩原市の令和4年度一般会計予算は、令和3年度当初比4.3%増となる市政史上最高額の511億円を計上しています。主な事業は、新型コロナウイルス対策に7億7,000万円、施設一体型義務教育学校箒根学園の校舎新築工事、体育館改築工事に9億9,000万円、国体馬術競技会場整備工事など国体推進事業に11億1,000万円、道の駅青木黒磯の改築事業など、脱炭素社会構築推進費に1億3,000万円などです。

予算の中で新型コロナウイルス対策では、スピード感を持った感染症対策など、評価をしたい項目もございます。また、気候変動対策では、指定避難場所への自立分散型エネルギー設備の導入など、持続可能なまちづくりの取組は評価できると考えます。

しかしながら、新型コロナウイルスは3月22日現在、那須塩原市で2,186名、毎日20人、30人前後が増えております。栃木県の病床使用率は下がり切らず、新規感染者数の減少スピードも緩やかで、第7波も予想され、新種のデルタクロンも発生し、さらなる対策が必要と考えます。

防災面では、令和3年度に実現した防災ラジオは5,000台のみで、令和4年度予算への追加計上はありません。また、気候変動対策は、市民に行動を促すだけではなく、市民がやる気を起こす身近な省エネ、再エネの対策が必要です。しかし、電気自動車購入補助も20台にとどまり、家庭の太陽光パネル設置支援もございません。気候変動対策は待ったなしでございます。国の計画に沿うだけではなく、那須塩原市は気候変動対策に率先して予算を振り向けるべきだと考えます。

また、箒根学園校舎新築工事、道の駅明治の森改築工事は、令和5年度以降に繰り延べるべきで

はないでしょうか。特に、道の駅明治の森・黒磯は、設計に当たり本市市議会、市民、関係機関とさらなる合意形成に努めることや、市場性の有無、実現可能性の把握、来場者の増加策など、課題が山積みです。そして、市民から要望が多い道路舗装工事、歩道整備工事等、道路維持管理事業が減額されるなど、市民生活向上に必要な予算が十分ではありません。

市民サービスを低下させず多様な市民ニーズに応え、福祉の向上を確保し、市民の暮らしとなりわいを守る那須塩原市本来の仕事を遂行するよう強く求めます。

これで私、堤正明の一般会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（松田寛人議員） 次に、12番、中里康寛議員。

〔12番 中里康寛議員登壇〕

○12番（中里康寛議員） 議席番号12番、中里康寛でございます。

議案第8号 令和4年度那須塩原市一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

令和4年度那須塩原市一般会計予算は、将来に向けた道しるべとなる第2次那須塩原市総合計画前期基本計画が最終年度である6年目を迎えるに当たり、これまで取り組んできた各施策の進捗状況や残された課題を的確に捉え、将来像の実現に向けて一段とスピードを加速させていこうとしております。

渡辺市長は市長就任以来、持続可能なまちづくりを市政運営上のコンセプトに掲げ、本市を取り巻く行政課題の解決に取り組んでおります。

令和3年度を総括してみますと、やはり新型コロナウイルス感染症対策が最も重要な行政課題となりました。市民の安全安心を守ることを最優先に考え、ワクチン接種の加速に邁進し、ウィズコ

ロナ、アフターコロナを見据えた市政運営に臨んだ1年であったことと思います。

現状の地域経済の指標を見ますと、まず、栃木県北地域の有効求人倍率の平均は、令和2年1月から12月までの値は0.96であるのに対して、令和3年1月から12月までの値は1.02であり、指標上は求職者の数よりも人を探している企業の数が多い傾向がございます。

また、令和元年7月1日現在と令和2年7月1日現在の栃木県内基準地価の全用途における北那須各3市町の平均変動率を見ますと、那須塩原市がマイナス1.2%からマイナス1.7%へ、大田原市がマイナス1.0%からマイナス1.3%へ、那須町がマイナス2.4%からマイナス2.7%へと軒並み下落傾向にありましたが、令和2年7月1日現在と令和3年7月1日現在を比較しますと、那須塩原市がマイナス1.7%からマイナス1.3%へ、大田原市がマイナス1.3%からマイナス1.1%へ、那須町がマイナス2.7%からマイナス2.4%へ回復に転じたと読み取ることもできます。

以上のことから、コロナ下でありながらも徐々に地域経済が回復傾向にあると捉えることができます。このような背景から新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組むこととした上で、人口減少問題などの重要な課題に対して抜本的な対策を打ち出す時期に来ていることから、そのキーワード、分散、DX、ゼロカーボンとし、那須塩原市の魅力や優位性を強力にアピールしていく取組を実施することで、本市の着実な発展が期待できると考えます。

令和4年度一般会計予算の主要な事業を見てみますと、まず、新型コロナウイルス関連として、新型コロナウイルスワクチン接種費をはじめ、市民向けPCR検査委託や新型コロナウイルス感染症対策取組認証制度交付金など、現在も収束の兆

しが見えない新型コロナウイルス感染症の脅威に対して、市民の安全安心を確保するための経費が計上されております。

次に、分散、DX、ゼロカーボン関連として、企画総合調整費では、分散型地域づくり推進計画策定支援業務委託において、地域に密着した市民サービスを第一に考え、DXにより公民館等にICTを活用した分散型による市民サービスに関わる行政機能の充実を図るとともに、東京一極集中から地方分散の受け皿となる交流、教育、ビジネス協業の拠点づくりを目指すための経費が計上されております。

防災対策費では、防災情報システム運用環境構築委託など、昨今の甚大化、多様化する災害にデジタル技術を活用したさらなる市の防災ガバナンスの強化を図るための経費が計上されております。

脱炭素社会構築推進費では、地域新電力会社出資金など地域の再生可能エネルギーを活用するとともに、地域外に流出しているエネルギー代金の地域内循環、また、収益を活用した地域への貢献を目的とした地域新電力会社を設立するための経費が計上されております。

次に、教育、スポーツ関連として、箒根学園整備事業費では、小中学校適正配置基本計画に基づき、これまで準備を進めてきた関谷小学校、大貫小学校、横林小学校、箒根中学校を1つにした施設一体型義務教育学校箒根学園の校舎整備に着手し、子供たちが社会の中で活躍できる資質や能力を育成していくために、喫緊の課題である複式学級の解消に取り組むとともに、児童生徒の教育条件の改善を図るための経費が計上されております。

国民体育大会推進事業費では、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催の成功に向け、選手が活躍できる場を整え、また、市民、企業、団体が一丸となって取り組むための経費が計上されてお

ります。

最後に、インフラ地域振興関連として都市計画道路3・3・4号東那須野東通り道路改良事業費では、3・3・4号東那須野東通り道路予備設計業務委託など那須塩原駅を中心としたエリアにおける県北の拠点づくりの一端を担うための整備事業が計上されております。

移住定住促進事業費では、移住支援助成金や移住応援補助金などによる東京一極集中の是正や地方の中小企業の人手不足の解消などを図ります。

本市の令和3年度の交付件数は17件と、栃木県内では一番の交付件数となり、令和4年度においても本市の重要な政策課題である人口減少問題対策の一端を担うための経費が計上されております。

このような中、本市の財政状況については、経常収支比率が依然高い水準にあり、硬直化の改善が課題となっており、主な要因としては、社会保障施策関係経費の増大や採算の取れない観光施設などが経常収支比率を押し上げる要因となっております。

社会保障施策関係経費については、少子高齢化が進む中、解決までの道のりが長い課題であると理解できますが、採算の取れない観光施設については、見直しや統廃合などで解決を図れる課題でありますので、早急に検討していただくよう申し上げます。

これらのことから、令和4年度一般会計予算は、対前年度比4.3%増の511億円と、過去最大の予算規模とし、第2次那須塩原市総合計画に基づく将来像の実現に向け、持続可能な財政運営を確保しつつ、限られた財源を最大限に有効活用し、社会的要請に的確に対応する予算編成となっており、新型コロナウイルス感染症による危機を乗り越えるために必要な措置について、引き続き対策を講じていくほか、持続可能なまちとするための予算

であると考えられます。

人がつながり新しい力が湧き上がるまち那須塩原の実現に向け、円滑な市政運営に期待をしまして、令和4年度那須塩原市一般会計予算に賛成の討論といたします。

○議長（松田寛人議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第8号について、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

これより電子採決システムで採決をいたします。

議案第8号 令和4年度那須塩原市一般会計予算について、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について討論を許します。

まず初めに、1番、堤正明議員。

〔1番 堤 正明議員登壇〕

○1番（堤 正明議員） 日本共産党、議席番号1番、堤正明でございます。

議案第9号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論を行います。

未就学児対象の子供の均等割額の減免は、新年度から国の制度としてスタートします。しかし、子供の数に応じて保険税が増える均等割額は、子育て世帯の大きな負担となっており、収入のない子供に賦課すべきではないと考えます。他の医療保険では、子供などは世帯主の扶養となり、保険料は払わないで済むようになっています。多子減

免制度や均等割、平等割の廃止を国に求めるべきではないでしょうか。

また、市独自の事業として子供の均等割額の減免を18歳まで拡大する考えはないのでしょうか。赤ちゃんが産まれたらお祝いをするのではなく税金をかける、これでは本市の取組である子育て支援策並びに移住定住促進策にも反します。多額の財政調整基金をため込んだまま市民に高過ぎる保険料を賦課する予算には反対をいたします。

市民の健康と命を守り、福祉の向上を図るという市本来の仕事ができるよう強く求めていきます。

これで私、堤正明の国民健康保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（松田寛人議員） 次に、3番、林美幸議員。

〔3番 林 美幸議員登壇〕

○3番（林 美幸議員） 議席番号3番、林美幸でございます。

議案第9号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和4年度の国民健康保険特別会計は、前年度当初と比べ4,412万7,000円、率にして0.4%増加し、総額122億8,353万円の予算を見込んでいます。1人当たりの医療費の増加や新型コロナウイルス感染症による被保険者の受診控え等の影響により、令和2年度と比較し令和3年度の医療給付費が増加傾向にあるため、歳入歳出ともに増額となっています。

また、財政運営の責任主体である県が県国民健康保険財政の余剰金を活用することで、市町の国民健康保険事業費納付金が大幅に減額され、財政運営の安定化が図られています。

令和4年度予算については、令和2年度の決算及び令和3年度の医療給付状況、保健事業費納付金などを分析し、適切な財政運営を進めるための

予算であると判断し、令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に賛成いたします。

○議長（松田寛人議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第9号について、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

これより電子採決システムで採決いたします。

議案第9号 令和4年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について討論を許します。

初めに、1番、堤正明議員。

〔1番 堤 正明議員登壇〕

○1番（堤 正明議員） 日本共産党、議席番号1番、堤正明です。

議案第10号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算に反対する討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳になると家族の社会保険や国保の扶養者に入っていたものが切り離され、重い保険料の自己負担に苦しんできました。新年度からは窓口の2割負担が始まります。

医療行政と福祉の役目は、新型コロナウイルス感染症の下、高齢者をどう守るのかを考える役目があるのに、高齢者に負担を押しつけるという冷酷な自助の政策で、これに地方自治体は加担させられています。今でさえ後期高齢者は低所得の中で受診控えがあり、社会問題にもなっています。

負担増となる政策に歯止めをかけなくてはなりません。

後期高齢者医療保険制度そのものに反対であり、後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

これで私、堤正明の反対討論を終わります。

○議長（松田寛人議員）

次に、3番、林美幸議員。

〔3番 林 美幸議員登壇〕

○3番（林 美幸議員） 議席番号3番、林美幸でございます。

議案第10号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療の保険者は栃木県後期高齢者医療広域連合であり、市町は保険料の徴収や窓口事務、保健事業などを担っています。令和4年度の後期高齢者医療特別会計は、前年度当初と比べ1億3,800万4,000円、率にして10.6%増加し、総額14億3,708万円の予算を見込んでいます。

令和4年度からは団塊の世代が75歳到達となり始めるため、被保険者数の増加や医療給付費の増加により保険料や広域連合納付金など、歳入歳出ともに増額となっています。

歳出では、窓口負担割合の2割負担が制度改正により新設されることに伴い、案内周知などの事務経費を増額しています。令和4年度予算については、令和2年度の決算及び令和3年度の医療給付状況、広域連合納付金などを分析し、適切な財政運営を進めるための予算であると判断し、令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算に賛成いたします。

○議長（松田寛人議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第10号については、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

これより電子採決システムで採決いたします。

議案第10号 令和4年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について、予算常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計予算について討論を許します。

まず初めに、1番、堤正明議員。

〔1番 堤 正明議員登壇〕

○1番（堤 正明議員） 日本共産党、議席番号1番、堤正明でございます。

議案第11号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計予算に反対する討論を行います。

特別養護老人ホームの入所待機者は234人で、入所が解消されていません。また、第2次那須塩原市総合計画前期基本計画の進捗状況の施設別検証結果においても、誰もが生き生きと暮らすためにの中、介護保険の適正な運営を推進する項目で要介護3以上100人当たりの地域密着型特別養護老人ホームの使用数、この評価もBとなっています。介護保険を払っても介護サービスが十分に受けられない現状があります。

高齢者や健康弱者が安心して暮らし続けられるこの社会こそ、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりにつながります。いつまでもこの那須塩原市で安心して暮らしていけるよう要支援者、要介護者の健康と、暮らしを守り、市民の福祉向上が市本来の仕事として遂行できるよう強く求めます。

これで私、堤正明の介護保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（松田寛人議員） 次に、11番、星野健二議員。

〔11番 星野健二議員登壇〕

○11番（星野健二議員） 議席番号11番、星野健二です。

議案第11号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本案は第8期那須塩原市高齢者福祉計画の2年目に当たり、計画の着実な実現に向けて円滑で安定した事業運営を行うため、精査、精算して計上したものと理解するところです。

当予算案の大部分を占める保険給付費につきましては、対前年比の2.2%減の82億2,595万2,000円を計上しております。これは令和2年度の決算及び令和3年度の介護給付状況等を分析し、適正な介護サービス利用料を見込み、精査した結果によるものであり、また、地域支援事業費、事務的経費等についても介護保険制度を運営するために必要なものと考えます。

また、第8期那須塩原市高齢者福祉計画にあります令和4年度に整備が予定されている介護保険サービスの基盤整備についても盛り込まれた内容であることから、市として必要な事業の整備についても推進されるものと期待するものです。

今後ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、要介護認定者及び認定者高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、第8期高齢者福祉計画を推進していただき、地域包括ケアシステムの構築に向けた健康づくりや介護予防、認知症施設施策、地域づくり等の各施設に取り組むための適正な予算と判断をし、議案第11号 令和4



年度那須塩原市介護保険特別会計予算に賛成する  
討論といたします。

○議長（松田寛人議員） 以上で討論を終結いたし  
ます。

議案第11号については、予算常任委員長の報告  
は原案のとおり可決すべきものです。

これより電子採決システムで採決いたします。

議案第11号 令和4年度那須塩原市介護保険特  
別会計予算について、予算常任委員長報告のと  
おり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反  
対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 表決漏れなしと認め、確  
定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号から議案第16号までの5件について  
は、討論の通告者がおりませんので、討論を省略  
いたします。

ただいまの5件について、予算常任委員長報告  
は、いずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第12号から議案第16号までの特別会計及び企  
業会計予算案件5件について、予算常任委員長報  
告のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第16号までの5件  
については、原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第41号の上程、説明、質  
疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第4、議案第  
41号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算  
（第11号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 議案第41号 令和3年度  
那須塩原市一般会計補正予算（第11号）について、  
提案の御説明を申し上げます。

本案は、子育て世帯への臨時特別給付金の制度  
拡充により不足する経費について予算措置を行う  
ものであります。

歳入歳出それぞれ1,289万9,000円を追加し、予  
算総額を562億1,352万9,000円とするものであり  
ます。

また、歳入歳出予算補正のほか、1件の繰越明  
許費補正を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう  
お願いします。

○議長（松田寛人議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、  
質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 討論がないようですので、  
討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認め、討論を  
終結いたします。

これより採決いたします。

議案第41号については、原案のとおり決するこ

とに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決されました。

◇

◎発議第4号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第5、発議第4号 那須塩原市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

〔議会運営委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） それでは、発議第4号 議会基本条例の一部改正について御説明いたします。タブレットに配信された新旧対照表を御覧ください。

改正内容といたしましては、情報通信技術の活用として、議会は情報通信技術を積極的に活用し、効率のかつ円滑な議会運営を推進するとともに、災害の発生、感染症の蔓延等の場合においても持続的な議会活動を確保するように努めるものとすると定めるもので、新たに第18条として追加し改正するものです。

なお、19条以降の各条は1つずつ繰り下げます。  
以上、説明といたします。

○議長（松田寛人議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 改正案の中の情報の通信技術の活用ということなんですが、情報通信技術

というとあまりにも範囲が広くて、少し分りにくい面がありますので、主にどういう内容の技術を想定しているのか、分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

13番、議会運営委員長、齊藤誠之議員。

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） ただいま質問のほうにありました情報通信技術なのですが、堤議員のほうも今オンライン等々で我々会議を実際に行っていると思います。実質、情報通信技術のこの定義がこちらの議会基本条例に掲載されていませんでしたので、今年1年かけて議会運営委員会のほうで協議をし、今回、情報通信技術、もう1年間以上使っておりますから載せていこうということで、今回載せさせていただいているものです。簡単に言えば、今申し上げたとおり、タブレット、あるいはパソコンを使ったメール等、そういったものを使ってやっていくということで捉えていただければと思います。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 説明頂きました。ただ情報通信技術、いろいろ便利な側面はあるものの、この議会の中で活用していくということではいろんな情報が流れるかと思っておりますので、セキュリティーに十分注意を払って活用していただきたいと考えます。

以上です。

○議長（松田寛人議員） ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） それでは、ないので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 討論がないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第4号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号 那須塩原市議会基本条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。



◎発議第5号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第6、発議第5号 那須塩原市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

〔議会運営委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） それでは、発議第5号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について御説明いたします。こちらも配信された新旧対照表を御覧ください。

改正内容としては、議員は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の対象区域となったとき、その他これに準ずる事態であるとして議長が認めるときは、一定の場所に参集しての会議の開催を行わないように努めなければならない。この場合にお

いて、本会議以外の委員会及び協議または調整を行うための場については、書面、電子メール、その他の方法により会議を開催することができるとしており、その他の方法にオンライン会議を含めておりましたが、本市議会はタブレット端末を用いたオンライン会議が定着してきたこともあり、これまでの条文をオンライン会議、書面と改め、オンライン会議を明記するための改正を行うものです。

以上、説明といたします。

○議長（松田寛人議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 討論がないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第5号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号 那須塩原市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。



◎発議第6号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第7、発議第6号 那須塩原市議会政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

〔議会運営委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） それでは、発議第6号 那須塩原市議会議員政治倫理条例の一部改正等について御説明いたします。

那須塩原市議会は平成27年3月23日に政治倫理条例を制定し、これまでも3本の柱と2本のはりを軸として、議会として市民から疑念が持たれぬように、その基準を定め、議会活動に取り組んでまいりました。

しかし、最近の報道等では、他の議会において交通違反を繰り返し辞職に至った例や、コロナ禍での対応として議会全体で決めたルールに対し、マスク着用による予防の効果の根拠がないとの理由でマスクを外して議場へ入る議員の行動が問題となった例などがあり、全国数ある議会の中で、一部の事例が地方議会全体の信頼失墜につながりかねないほどの影響がある報道が目立つようになりました。

このように議員個人が自己主張を誇張し、その結果、議会全体の影響に大きく影響を与えてしまっていることは、本市議会においても対岸の火事ではなく、真摯に受け止めて、その対応を考えていく必要があります。現に、本市議会に対する厳しい御意見も市民より頂くこともありました。那須塩原市議会としても議会の品位が一人の行動により低下することは到底容認することはできないと考えております。

そこで、今回提案する内容は、政治倫理条例の

第2条の政治倫理基準にある、議員は市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為及びその職務に関し不正の疑念を持たれるおそれがある行為を慎むとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないとある条文に対し、新たな基準として6号に、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメントを行わないこと、7号に、故意に議会運営を妨げる行為を行わないこと、8号に、犯罪その他の事由により議会に対する市民の信頼を損なうことのないようにすることの全3項目を追加するものです。

今後も議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損ねぬように、おのれを律し、行動することが市民から信頼され続ける議会につながると考えております。議員各位におかれましては、趣旨を御理解頂き、御承認くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（松田寛人議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

26番、金子哲也議員。

○26番（金子哲也議員） 政治倫理条例に関しての改正ですけれども、(6)では、一体、市民の間では当たり前の常識であるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントはしないこと、今さら議員の倫理条例に加えなくてはならないということは、これはどういうことなんでしょうか。何か理由があるんでしょうか。こんな当たり前のことが那須塩原市議員には守れないから条例で規制しなければならないことなんでしょうか。

また、(7)では、故意に議会運営を妨げる行為を行わないこととあります。こんなことをわざわざ議員に対して条例で言わなければならないと思っているんでしょうか。

そして、(8)では、犯罪その他の事由により議員

に対する市民の信頼を損なうことのないようにすることとありますが、なぜ市民に選ばれてきた市議会議員がわざわざ犯罪をしてはいけませんよと、犯罪をすれば市民から信頼を損ねることになりますよということをここで、条例で26人の議員に言って聞かせなければならないんですか。

よほど那須塩原市の議員は良識がなく、低俗で、そんな常識も持っていないと考えているのでしょうか。酔っ払い運転はしては駄目ですよと、無免許運転は駄目ですよと、同じくわざわざ条例で決めることではないと思うのですが、条例が守れないので改正するのですか、お伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

13番、齊藤誠之議員。

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） ただいま1号ずつ質問を頂きました。質疑を頂きました。6号にセクシュアルハラスメント等を入れる、あるいは7号に、8号にという御意見を頂きましたが、守れないから入れるという説明は、私は申しておりません。先ほども申したとおり、全国でいろいろな事例が発生してきたので、我々当市議会としては、対岸の火事ではなく、みずから律するために規制を設けるということです。

だから、誰かが起きていることを載せているのではなくて、こういったものをしっかりと掲示し、明示し、市議会議員としておのれをしっかりと律して議会に臨む、あるいは議員活動に臨むと、そういった意味で挙げさせていただいております。

現に、セクハラ、パワハラは、これから国で議論されている男女共同参画の一つとして、項目で挙がってきているのにもかかわらず、ただいま金子議員は、こんな当たり前のようなど、こんな当たり前のようなことが、なぜ国会で審議されるようになったのでしょうか。それぐらい全国の議会ではばらつきが見えている。

那須塩原市議会に関しては、男女共に共同参画を推進しているまちとして議会全体も女性が出やすい環境をつくる、あるいは女性が議会で活躍しやすい環境をつくっていく、これはセクハラの話です。パワハラに関しては、年齢差なく、議員は共に同じ立場で議論をし、まちをよくしていくためにしっかりと議会運営、あるいは議会活動をしていくと、そういった意味でパワハラの限界、例えば、年配だから若いやつは言うことを聞けとなった時点でパワハラになります。あるいは、若い人が先輩方に若い者だけを言ったからパワハラになることも、可能性もあります。

そういったハラスメントということに関しての意味を皆さんに分かっていただきたいということで、今回この6号にはハラスメント関係を載せさせていただいております。これ以外にもカスタマーハラスメントだったり、たくさんハラスメントはありますので、例として、まずセクハラとパワハラを載せさせていただいております。

故意に議会運営を妨げる行為に関しては、この議会にいる中では御存知のある方、あるいはあの例が該当するののかというのは、個々それぞれではございますが、まさに議会運営を妨害する行為というものは、議会で決めたルールにのっとったものに反した行動をしたときにのみということになりますので、そういった例があるかではなくて、そういった例が出てきたときにはこういったものを適用していきたいと、そういうことです。

最後に、犯罪に関してなんですけど、これは本当に東京の都議会議員の話がありました。自分で事故を繰り返していても議会に報告しなかったと、これは重大なミスであり、信用失墜につながりかねない。これは誰もが事故をして、それを、なっちゃったときに、事故で何かしらの影響があったときには、やっぱり議会に報告するぐらいがない

と、最終的に市民から訴えられた議員がおりましたと、こういったときには、我々全体が信用失墜に陥ってしまうということがありますので、今回改めて政治倫理基準としてこの3つを追加して、我々はしっかりと市民のために議会の運営、あるいは議会活動をし、市民の福祉向上につなげていきたいということで、議会運営委員会で提案をし、議会運営委員会の賛同を得て今回提出しているものですから、御理解頂きたいと思えます。

○議長（松田寛人議員） 26番、金子哲也議員。

○26番（金子哲也議員） もちろん、全国的にはいろいろの事件が起きたりはしていますよ。それからDVもどんどん増えてきてきているのは事実です。しかし、それをいちいち議員の条例として、一般市民の常識問題を議員の倫理条例として一つ一つ挙げて、そして、それを守っていきなさいというのはいかなものかと。

那須塩原市の議会は、マニフェスト大賞とか全国13位とか、上位を目指してやっているときに、こんな恥さらしな条例を改定するというのは、これ一体どこから来ているんですか。議員個人から出てきたものか、それとも会派から提案があったものなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） 個人と会派ということもありましたけれども、意見を出すのはどう見ても個人から出てこないかと会派にも伝わりませんし、議員個人が出してきたものに関して、必要であるから明記するためにここで上程をしているということを、まず理解していただきたい。

当たり前のようにできていると、本当にそうお思いでしょうか。我々は自分でこの話を聞いたときに、ああそうだと、こういうのがあったって、人間忘れがちになりますから、自分は分かっている

たとしても周りの人がそれを理解しなければ成り立たないんですよね。

合議体でありますから、個々一人で変な行動をしたら議会の失墜になる、先ほど言っていますよね。これが当たり前のように、守れていれば、私らはここまで出すようなことはなかったかもしれません。ただ、先ほども言ったとおり、全国的に見えてきておりますので、対岸の火事ではなく我々も整備していくと、この説明で御理解頂きたいと思っております。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 26番、金子哲也議員。

○26番（金子哲也議員） このことでいろいろ多くの市民に意見を求めたら、そういうことを提案してくる議員の顔が見たいなんていう意見もあったものですから、ついそういう質問をしてしまいましたけれども、このような倫理に関する条例は、もともと議員間で議論して、一部の議員とか会派とかそういう誘導によって決めるのではなく、もっとしっかりとした、みんなが納得のいく議論をして、また一人会派の議員の意見も聞きながら、多くの同意をもって条例としてつくっていくべきだと思うんですね。

それと、私の知らないところでいろいろそういう問題が那須塩原市議会議員の中であったのか、私はちょっとそれは知らなかったんですけども、そういう緊急事態があったので、この条例改正に踏み込もうとしているのですか、お伺いします。

○議長（松田寛人議員） 金子議員に申し上げますが、先ほどと同じものの繰り返しだと私は思いますけれども、答弁は頂きますでしょうか。

〔「結構です」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 次に、2番、三本木直人

議員。

○2番（三本木直人議員） 私も金子議員と同じ心情の立場から質問いたします。

わざわざ、やっぱり(6)番、この書き込んだということなんですけれども、このセクシュアルハラスメントとかパワハラというのは、誰がそれを判断して、誰が裁定を下すのか。また、この議会運営を妨げる行為というのも取りようによっては、やりようによっては議員のその行動を抑えるような、そういう働きもするんじゃないかと。また、私もこの、ここで初めてこの話は聞いたんですけども、なぜこういったものを議員間でもっと、まして倫理ですから、これをやらなかったのか。その3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） 御質問ありがとうございます。

6号に関するセクハラ、パワハラに関しましては、誰が判断するのかというのは、学校でいじめの質問をしてもらえば分かると思うんですが、受け手の問題だと思います。自分はしていないという言葉が相手にとって傷つけている可能性もございますし、そういった場所を受け取れる場所が今まではなかったと、なので、受け取れる救済の場所をつくるのではなくて、我々がしっかりとその実情を勘案したときに、まず、先ほども何回も言いますが、自分たちがしないようにすればそんなことにはならないという、これは政治倫理基準ですから、だから、今までの議員さんは誰もしていない、私はそう信じたいと思っております。ただし、ここに載せておくことで救われる人がいるということは御理解頂きたいと思っております。

次に、故意に議会運営なんですけれども、こちらも規制をかけるつもりではなくて、皆さんが見

るに見かねない行動に対して最悪、お言葉を述べたい場所があったほうが良いなど、簡単に言えばそういうことです。

ここで頭にきたから、例えば机、椅子を投げたりする議員がいたらどう思いますか。これが中継されているわけですね。これは明らかに故意、あとは前に、実は今、三本木議員が言いましたけれども、2月の全員協議会では、一応、協議の場だったので、お話はしておりますので、一方的にやっている場合にはございません。これは金子議員にも申し上げたいですけども、この間、1回お話し合いをしてますからね。

その中で、そこまで言われなかったので今回説明しておりますが、別の議会の例では申し訳ございません。当市議会はないと思っておりますから別な議事を事例を紹介してはいますが、議長選決めるときに、議長席に何時間も座った北海道の事例もありました。

著しく議会運営を止めていると、そういったその著しいという範疇がこの先は、三本木議員が懸念されているところかもしれませんが、そんなに細かいところまで何かを言うつもりはありません。なので、こういった規制を設けて、故意にやるようなことに関しては、みずから律してくださいというお願いが入っている政治倫理基準です。

あと、犯罪に関しては、先ほど申したとおりなので、以上で御理解頂ければと思います。

○議長（松田寛人議員） 8番、益子丈弘議員。

○8番（益子丈弘議員） 齊藤議員に申し上げますが、12条と13条のちょっと説明が抜けていらっしやっただと思うので、そちらの説明をお願い頂ければと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） すみません。

条例の一部改正と、12条と13条は規則に定めるといふことの説明だったと思うんですけども、こちらはちょっと抜けておりました。申し訳ございません。それに合わせた規則の改正を行うといふことです。

○議長（松田寛人議員） その他、ほかございませんでしょうか。

24番、山本はるひ議員。

○24番（山本はるひ議員） この改正の、今までの1番から、(1)から(5)までと、(6)、(7)、(8)といふのはちょっと質が違うように思うんですけども、これを政治倫理基準といふところに(6)、(7)、(8)を足したその根拠を教えてください。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） ここにお持ちした根拠なんですけど、例えば議会運営委員会でもかしらこういふ基準に関して指導をできる場、あるいは議会全体として議長が申し上げる場といふ明確な基準がなかったといふところが一つあったこと、あるいは議員個人の問題で議会全体で通用する、分かりやすい場所としたら政治倫理基準であったことといふことで、議会運営委員会のほうから政治倫理審査会のほうに投げさせていただきまして、政治倫理審査会のほうでその諮問を返していただいた結果のものを議会運営委員会で協議をし、今回の上程に至っておりますので、その根拠といふものに関しては、今のような説明になります。

これを何かしら言う場所、定義といふものがなかったといふことで、ここの場所に入れさせていただいているといふことになります。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 24番、山本はるひ議員。

○24番（山本はるひ議員） (1)から(5)までといふ

のは、やはりこれ議員だからといふ部分が多いと思うんですね。ここでやってはいけないと書いてある。で、(6)、(7)、(8)といふのは、(7)は議会だからといふのはあるんですけども、(6)と(8)に関しては、議員だからとか議会にといふことではないので、同列にここに何かを置くことに少し、何といふんですかね、何か違和感を感じるんですね。そういう議論はなされなかったんですか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） 特段、議会運営委員会のほうで政治倫理審査会のほうに諮問するときの意見のときには、そういった御意見はございませんでした。

○議長（松田寛人議員） ほかにございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） それでは、質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔挙手する人あり〕

○議長（松田寛人議員） それでは、お伺いをいたします。

三本木議員は賛成ですか、反対でしょうか。

〔「反対です」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 分かりました。

星議員は。

〔「賛成です」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 金子議員は。

〔「反対です」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） それでは、討論を伺います。



まず初めに、2番、三本木直人議員。  
登壇の上、討論をお願いいたします。

〔2番 三本木直人議員登壇〕

○2番（三本木直人議員） まず、私はこの市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為及び職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を慎むと、この一点で十分だろうと思うんです。

この6番、8番に関しては、これ市民に投げかけるんならいいと思いますけれども、そもそも議員という身分でありながらこのようなものを倫理規定に盛り込むことは非常に恥ずかしいという点で反対いたします。

○議長（松田寛人議員） 次に、15番、星宏子議員。

〔15番 星 宏子議員登壇〕

○15番（星 宏子議員） 那須塩原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例に賛成する立場で討論いたします。

政治倫理とは、政治に関わる者が持つべき行動規範であり、政治倫理条例で常に住民全体の利益を目指し、一定の行為の禁止について定め、その遵守を義務づけています。一定の行為の禁止とされている項目のほか、近年、地方議員の振る舞いや言動に対してテレビやネットにおいても取り上げられ、議会運営委員会委員長の説明にもあったとおり、一部の事例が地方議会全体の信頼失墜につながりかねないほどの影響がある報道が目立つようになってまいりました。

このような報道が度重なると市民の議会への信頼はなくなり、地方議員の在り方も質を上げていかなければ信頼を得ることができなくなります。今回の条例の一部改正は、議員としてのモラルの向上と議員全体の質の向上を図るとともに、男女共同参画の推進を図るものとなります。

今回の条例改正で追加するハラスメントを禁止

する項目に関しては、国会において政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が一部改正され、研修等を実施する規定が追加されたためと、内閣府男女共同参画局が調査した女性の政治参加への障害等に関する調査研究報告書のアンケートにおいて、議員活動や選挙活動中に有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという問いに対しては、男性の32.5%、女性の57.6%が何かしらのハラスメント行為を受けたとの回答があったためです。

このアンケートの結果を那須塩原市議会に置き換えると、男性議員の7.4人、女性議員の1.7人がいずれかのハラスメントを受けていることとなりますが、今はその対応策はございません。また、議員個人の主義主張を誇張するばかりに常識から外れた行為となり、周りに迷惑をかけても反省もなく、議会全体の信頼を失墜を招くような行動をしているほかの地方議員の行動は、我が身、我が議会に置き換えて捉えなければならないと思います。

このたびの条例改正は、議員としての行動規範となるべきものです。このように条例に反する行為を取っているものに対しての相談できる場所を設置し、第三者の立場から調査や事情聴取をして対応することは、那須塩原市議会においても必要だと考えております。

那須塩原市議会議員政治倫理条例の目的に、市民全体の奉仕者としてのその人格と倫理の向上に努めと掲げているとおり、研修などで常に新しい知識を獲得し、議員一人一人の意識改革とモラルと質の向上を図るために政治倫理条例の改正に賛成いたします。

○議長（松田寛人議員） 次に、26番、金子哲也議員。

〔26番 金子哲也議員登壇〕

○26番（金子哲也議員） 26番、金子哲也です。

那須塩原市議会議員政治倫理条例の一部改正する条例案に反対の立場で討論いたします。

これまでの5つの条例は、地位を利用しない、いかなる金品も利用しないと、市の行う契約に特定の者の取り計らいをしないと、職員の職務執行に対して地位を利用して不正を働きかけないと、それから、市職員の採用に、昇格等、推薦しないと、政治活動に関し企業団体からの寄附を受けないと、議員として当然の遵守事項を倫理条例として挙げているわけです。

今回、改正案として出てきたのは、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメントを行わない、故意に議会運営を妨げる行為を行わないとか、犯罪その他の事項により議会に対する市民の信頼を損なうことのないようにするという3つのことで、私はびっくりしてしまいました。

この追加条例案は、いずれも一般市民社会においての常識であって、那須塩原市議会議員の26人はこのような条例をわざわざつくらないと守ることができないのだろうか、そんな程度の低い議員なんだろうかと感じました。26人の那須塩原市議会議員は、恐れ多くも市民から選ばれてきたのではないのでしょうか。その誇りというものはどこへ行ってしまったのでしょうか。驚きました。

そこで、私は県内の市の議員倫理条例を調べてみました。全てがこの改正案のような条例文はありませんでした。と言いたいところなのですが、そうしたら県南に1市だけありました。その市では数年前に1人の議員がセクシャルハラスメントで訴えられて議員辞職勧告を受けても辞職せず居座って、大きな問題になった事件があった市でした。その市議さんも、こんな恥ずかしい条例をつくることになってしまったと嘆いていました。

もしかしたら当市でも私の知らないところでセクシュアルハラスメントとかパワーハラスメント事件があったのだろうか、私はそんな話は聞いていないのですがと。

セクシュアルハラスメントを行わないという条例をわざわざ書くことは、本当に那須塩原市の議員の品位をおとしめることになると思います。そんなことを言われなくても、守れない議員なら市民からしたら要らないですよと思われそうです。

次に、故意に議会運営を妨げる行為を行わないこととありますが、こんな一般市民なら当たり前のことを那須塩原市の議員は条例で忠告しなくては理解できないんじゃないでしょうか。私には那須塩原市の議員がそれほど非常識議員とは思えないんですね。こんなことを書いて恥ずかしいと思わないんじゃないでしょうか。

もしかして、12月議会において私が市長に対する質問中、熱が籠って、軽くテーブルをとんとんとたたいたことが議会を妨害ということで提案がされたのでしょうか。私は質問の中で熱が入ってくれば少しぐらいテーブルを軽くたたくぐらいのことは議会を盛り上げる要素の一つだとも思っていて、もしそれがあまり過熱すれば、議長がいるんですから、議長が制止すればそれは済むことなんですよ。議会はただただ静かに品行方正にするだけが能じゃなくて、時には熱の籠った論戦も必要なんですよ。やじだつて、ひどいやじじゃなければ、時には効果があることもあるんです。

それよりもこの12月議会では、私の質問中、質問席の後ろで腕をバツ印にして、盛んに手を振って質問を止めるしぐさを行っていたそうで、後から傍聴者の2人から連絡があった。一体あれは何なんですかと、議会を馬鹿にしているんじゃないですかと、とても見苦しく見えましたよと言ってきました。傍聴者から見たら、議会の中でおかし

な行動に見えたのでしょう。

しかし、私は議長が制止しない程度のことだったら、あまりそれは問題はないと感じています。ただ、傍聴者からはとても変に見えたようです。私は故意に議会を妨げる行為を行わないなどの条例で取り上げる必要は全くないと思います。

そして、次に、追加条例に、犯罪その他の事由により市民の信頼を損なうことのないようにすること、これが市民に選ばれてきた那須塩原市議員26人に言うことですか。何で犯罪はするなど言われなくてはならないんですか。それなら酔っ払い運転をしないこととか、選挙中無免許運転はしないこと、他人のものを盗まないこととか、いろいろ書かなくちゃならないじゃないですか。

これらの条例について多くの友人やグループや識者に聞いてみましたが、みんなが、こんな当たり前なことを議員は何を考えているんですかと、那須塩原市の議員はそんなに程度が低いんですかと、その程度の議員かもしれないねと言われました。恥ずかしかったですよ。

これらの条例を決めてしまうと、これは半永久的に那須塩原市議会の品位をおとしめることになると思います。もしかして品位をおとしめるという感覚も感じないのかもしれませんが、私は那須塩原市の議員がもっとしっかりしてもらいたい。このような問題は多数の頭数だけで決めるのではなくて、一人会派の議員も交えて、多く議論した上で決めるべきだと思います。

私は議員を長くやっていますが、最近は何の論理で、頭数だけで何でも強引に決めることが多くなってると感じています。例えば委員会の正副委員長を決めるのにも、必ずしもふさわしい人を選ぶよりも、前もって既に頭数の多いところで決められているようで、必ずしもふさわしい委員長でないことも多くなっていますよ。昔と違ってき

ていると思われます。数の論理で押し通すことが多くなっていると思いますよ。

また、会派で決めると、反対であっても反対ができないんだという議員も何人もいました。もしかしたらこれはパワハラかななんて、ちょっと感じたりして。

那須塩原市議会は、議会改革で全国上位13位とかのランクづけでマニフェスト大賞を表彰されましたと吹聴していますが、こんなていらくな議会なら返上したほうがいいと思いますよ。形式よりも中身のほうをもっと大切にして、この辺でもっと本当の意味での議会改革というか、改善をするべきで、議員の一人一人が本質的なところで真摯に勉強して、質の向上を図っていくべきだと思います。

県内の倫理条例を見てすばらしいのがありましたので披露しますと、佐野市の条例ですが、政治倫理の自覚及び品位の確保ということで、議員は政治倫理を深く自覚し、品位を確保して活動すると、議員は政治倫理を深く自覚して、品位を確保して活動すると、たったこの1条の文言だけで倫理条例として完結しています。余計なことは何も言ってないんですね。この1条だけで背筋を伸ばして市民に対して行動するような那須塩原市議会議員になってほしい。

今、ロシアによってウクライナが大変な事態になっていますね。義を見てせざるは勇なきなりという言葉がよみがえります。今こそ日本も大和魂や武士道精神を思い起こすときです。那須塩原市議会もしっかりしましょうよ。我々議員も自覚と品位を重んじましょう。

議員は政治倫理を深く自覚して、品位を確保して行動すること、そんな市議会にしていきたいと思いますよ。ということで、那須塩原市議会議員政治倫理条例の一部改正する条例案に反対する討論といたし

ます。

以上です。

○議長（松田寛人議員） ほかにございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） それでは、ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより電子採決システムで採決をいたします。

発議第6号 那須塩原市議会政治倫理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） それでは、表決漏れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

#### ◎発議第7号の上程、説明、質疑、

#### 討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第8、発議第7号 那須塩原市議会取組実行計画についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

〔議会運営委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） それでは、発議第7号 那須塩原市議会取組実行計画について、提案理由の説明をいたします。

タブレットに配信された資料を御覧ください。

本市議会は、議会の最高規範として制定した議会基本条例に基づき、市民の負託に応える議会の実現に向け、これまでも議会の見える化、市民に開かれた議会、そして市民意見の市政への反映に取り組むために年度当初に策定した取組実行計画を基に議会機能の向上に努めております。

今年度も議会運営委員会では、議会活動事務事業評価を議会マネジメントサイクルを用いて実施し、その結果を踏まえた新たな課題解決に向けた具体的な活動内容と目標、取組によってもたらされる市民への効果をアウトプット及び目標指標として作成し、令和4年度の取組実行計画を策定いたしました。今回の計画は、お示しの13項目に取り組むことで、さらなる議会力の向上、市民に信頼される議会を目指してまいります。

本計画については、地方自治法第109条第7項及び那須塩原市議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

議員各位におかれましては、本趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（松田寛人議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 討論がないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認め、討論を

終結いたします。

これより採決いたします。

発議第7号については、原案のとおり決すること  
に異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号 那須塩原市議会取組実行  
計画については、原案のとおり可決されました。

◇

◎市長挨拶

○議長（松田寛人議員） 以上で、令和4年3月那  
須塩原市議会定例会議の議事は全て終了いたしま  
した。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 閉会に当たり、一言御挨拶  
を申し上げます。

27日間にわたる今定例会議、皆さんの議論の興  
奮も覚めぬうちにはありますけれども、閉会の  
運びと相なりました。今回上程いたしました令和  
3年度補正予算案件、令和4年度当初予算案件、  
人事案件、条例の制定、条例の改定正、それから  
本日上程いたしました議案につきまして、計48件  
御審議頂き、御議決頂きまして誠にありがとうご  
ざいます。

また、今会議では机をたたく人はおりませんで  
したが、熱い議論も行われまして、会派の代表質  
問、それから市政一般質問、様々な御指摘を頂き  
ました。こちらについてもしっかりと検討してい  
きたいというふうに考えております。

それから、国におきまして令和4年度税制改正  
に伴う地方税法の改正が今月末に行われる予定に

なっております。その際は、那須塩原市税条例及  
び那須塩原市都市計画税条例の一部改正について  
専決処分を行う必要が出てきますので、議員の皆  
様には御理解を賜りますようお願いを申し上げ  
ます。

さて、今年度も間もなく終わりとなります。先  
ほど中里康寛議員が、私の分も何かしゃべって  
いただいたのかなと思ったぐらい触れて頂いたん  
ですけれども、本当に今年度もワクチンの接種、コ  
ロナ対策に追われた1年でございました。

今思いますと2年前、2月27日に当時の安倍総  
理が全国一斉休校の要請し出してから地方におけ  
るコロナ対策は始まったのかなと思っておりま  
すが、それからもう2年以上たちまして、本当に長  
い回廊を今も渡り続けているような気にもなりま  
す。

議会についてもBCP、それから会議などのオ  
ンライン開催、委員会のオンライン開催、それか  
ら入れ替え制度など、様々、感染対策を取って  
おられることに敬意を表したいというふうに考  
えております。

ワクチン接種も現在ようやく進むことになり  
ました。まだまだ感染対策を予断なく行ってい  
きたいと思いますが、昨日はコロナ後の那須塩  
原に向けたニューノーマルというのを発表いたし  
ました。もちろん感染対策をしっかり取った上  
ではあります。市民生活や経済活動も再開して  
いこうと、コロナ後の那須塩原市に向けて活  
動していこうよという内容で盛り込ませてい  
ただきました。少しずつ今後のコロナ後の那  
須塩原市に向けた歩みを進めていきたいな  
というふうに考えております。

今年度はコロナ対策だけではなくて、例  
えば、東京オリンピック・パラリンピック  
2020では、すばらしいレガシーを残せた  
なというふうに考えております。オリンピ  
ック・パラリンピックの競技

そのものだけではなくて教育、その後、農業やブランディングまで続くようなレガシーを残せた。また、関東で唯一、世界の持続可能な観光地トップ100選にも選ばれました。そうした取組、来年度も続けていきたいと考えております。

本日は、オーストリア大使館庶務部の参事官が那須塩原市に訪れ、私も様々な意見交換をしたいなというふうに思っております。オーストリアのエネルギー政策から文化財を活用したイベントができないか。明日は自由民主党の本部に行きまして、環境・温暖化対策調査会で有識者ヒアリングが行われます。私は有識者として那須塩原市の取組を政権与党の議員の前で紹介をしたいなというふうに考えております。

来年度、いよいよ国体が始まります。すばらしいレガシー、もちろん選手の皆さんが活躍できるような大会、これは当然に行ってまいりますし、すばらしいレガシーを残せるようなその大会にしたいなというふうに考えております。

那須塩原駅周辺、こちらも様々な議論、それから、やはりコロナ後の那須塩原市を見据えた栃木県北の玄関口にふさわしいような駅前にしたいというふうに考えておりますし、分散型DXを用いた那須塩原市としての分散型社会をしっかりとつくっていったって、今コロナ禍で大変な時代ではありますが、移住の相談、那須塩原市に住みたい、那須塩原市で働きたい、そういったお声も少しずつ増えてきております。

大変な世の中ではございますが、議会で皆様と様々な意見交換、議論をして、コロナ後の那須塩原市の発展に向けて今後も尽力をしてみたいと考えておりますので、御指導、御鞭撻のほど、よろしく願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田寛人議員） 市長の挨拶が終わりました。

◇

### ◎散会の宣告

○議長（松田寛人議員） それでは、散会に当たり私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る2月25日から27日間にわたり開催されました令和4年3月議会でございます。提出された案件につきましては、皆様に御協力頂きまして、全議案の審議が全て終了することができました。誠にありがとうございます。

執行部におかれましては、本審議の過程の中で各議員から出されました意見を十分に、要望等を十分に検討いたしまして、今後の市政運営に反映されますよう要望をいたします。

さて、3月をもって職員7名の職員の皆様が定年を迎えるとお伺いしております。この場にいらっしゃる方の中では、関建設部長が国交省の関東地方整備局に戻られるということをお聞きしております。退職される皆様には、長きにわたりこの本市の発展と市民の福祉向上のために御尽力を頂きまして、議員を代表して心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

また、皆様の議会に対する切実な対応につきましても重ねて感謝を申し上げます。これから第二の人生を歩まれる皆様の幸多きことを祈念するとともに、今後も本市の発展のために御支援くださりますようお願い申し上げます、退職を迎える皆様への送別の言葉といたします。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本定例会議を散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時46分

上記会議録を証するため下記署名する。

令和4年3月23日

議 長 松 田 寛 人

署 名 議 員 齊 藤 誠 之

署 名 議 員 佐 藤 一 則